

(別記)

## しまねの農林水産物消費拡大応援事業(水産物)

### 第1 事業実施主体の要件

漁業者若しくは流通事業者等であること。なお、事業分類は、統計法(平成19年法律第53号。以下「法」という。)第2条第9項に規定する統計基準(日本標準産業分類)に則する。ただし、漁業者は第2(2)に規定する者とする。また、参画する事業者には漁業者及び流通事業者を含むこと。

### 第2 対象となる取組

#### (1) 複数事業者による連携

漁業者と流通事業者を含む複数の事業者が共同実施することにより、参画する漁業者が、地元からニーズのある魚介類の漁獲(規模拡大含む)や新技術導入等に取り組み、所得向上に向けて、流通事業者等を通じた県内消費拡大を図る取組を対象とする。

これまで試験的に取り組んできた内容を、拡大実践する取組も対象とする。

#### (2) 参画する事業者の要件

法人、個人、任意団体等の別を問わない。

ただし、個人及び任意団体等の代表者となる漁業者については次に掲げるいずれかの要件を満たすこと。

- ・ 島根県認定漁業者設置要綱(以下「設置要綱」という。)に規定する認定漁業者(見込みの者を含む)
- ・ 設置要綱に規定する認定新規漁業者(見込みの者を含む)

### 第3 対象となる水産物

参画している漁業者が漁獲した水産物及び当該水産物を原材料とした加工品とする。

### 第4 対象となる販売先

本事業は県内消費を拡大させることを目的としていることから、原則として販売先は県内とするが、一部県外が含まれても差し支えない。ただし、県外販売が主となる取組は対象外とする。

### 第5 書類の経由

補助事業者がこの要綱の規定に基づき提出する書類は、正副2部とし、原則として補助事業者の本社所在地又は住所地を管轄する隠岐支庁（農林水産局）又は農林水産振興センターの長を経由しなければならない。